

「障害者110番」運営要綱

1 目的

障害者及びその家族からの権利擁護に係る相談等に対応する常設の相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うことにより、障害者及びその家族の福祉の増進を図る。

2 実施主体

事業の実施主体は、埼玉県とする。

ただし、埼玉県内に事務所等を置く者に委託することができる。

3 実施場所

埼玉県が指定する場所で実施する。

4 事業内容

障害者及びその家族からの次の相談に対し、電話相談、面接相談等により応じる。

- (1) 生命・身体に対する侵害
- (2) 財産に対する侵害
- (3) 財産管理、相続関係
- (4) 金融、消費、契約関係
- (5) 雇用、勤務条件関係
- (6) 職場、施設での人権関係
- (7) 隣人、知人との人権関係
- (8) 家族、親族との人権関係

5 事業の実施方法等

事業の実施日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日（祝・祭日、年末年始を除く。）の午前9時から12時、午後1時から4時までの間に、来所又は電話等による相談に応じる。
- (2) (1)以外の時間は、ファックスによる受付を行い、(1)の時間内に対応する。

6 職員の配置等

障害者やその家族の利用頻度、相談内容等を考慮しつつ、障害者等が利用しやすいような職員の配置を行うものとし、また、相談の内容に応じて専門的に相談できるような支援チームを専門家の協力を得て整備する。

7 設備

「障害者110番」には、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談専用の電話
- (2) 情報の蓄積、管理のために必要な機器
- (3) 面接相談室
- (4) その他相談を十分行うために必要な設備

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。